

7

平成30年8月から

高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更されます

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「**高額医療・高額介護合算制度**」の**所得区分が変更され、一部限度額が変わります**（70歳未満の人のみの世帯は変更ありません）。

■ 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額/8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年 7月利用分まで 所得区分			平成30年 8月利用分から 所得区分		
		70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯		
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円				課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	一 般	56万円	56万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円				一 般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

8

平成30年10月から

福祉用具貸与について適正価格が公表されます

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の**全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられます**。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるようになります。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定します。



複数の商品の提示が義務づけられています

平成30年4月から、利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるように、機能や価格帯が違う商品の提示が義務づけられています。

お問い合わせ窓口 小金井市福祉保健部介護福祉課（市役所第二庁舎2階）〒184-8504 本町6-6-3

- 介護保険係（介護保険制度について）…………… ☎042-387-9822
- 保険料担当（介護保険料について）…………… ☎042-387-9921
- 認定係（要介護認定について）…………… ☎042-387-9804
- 包括支援係（介護予防事業について）…………… ☎042-387-9845

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

平成
30年度

介護保険制度

改正のお知らせ



介護保険制度改正のポイント

掲載されている内容については、今後見直される場合があります。

平成30年4月から

- 1 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました
- 2 介護保険料が決まりました
- 3 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました
- 4 「共生型サービス」が創設されました

平成30年8月から

- 5 合計所得金額の扱いが一部変わります
- 6 65歳以上で所得の高い人は、利用者負担の割合が3割になります
- 7 高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更されます

平成30年10月から

- 8 福祉用具貸与について適正価格が公表されます

介護保険制度のここが変わります!

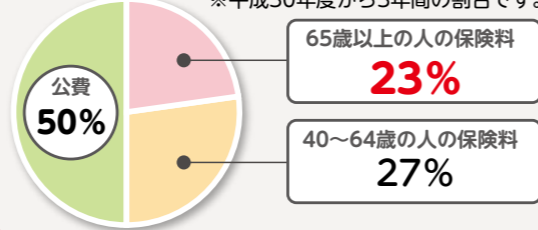
1 平成30年4月から 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が 変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変わりました。

2 平成30年4月から 介護保険料が決まりました

介護保険制度の見直しにより、介護保険の財源の負担割合が、**65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%に変わりました。**

介護保険の財源(利用者負担分は除く)
※平成30年度から3年間の割合です。



●平成30年度から3年間の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料(月額保険料)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金 ^{*1} を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額+基準所得金額 ^{*2} 」が80万円以下の方	基準額 ×0.45 ^{*3}	29,100円 (2,430円)
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額+基準所得金額 ^{*2} 」が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.65	42,100円 (3,510円)
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額+基準所得金額 ^{*2} 」が120万円超の方	基準額 ×0.75	48,600円 (4,050円)
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、「課税年金収入額+基準所得金額 ^{*2} 」が80万円以下の方	基準額 ×0.875	56,700円 (4,725円)
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階以外の方	基準額 ×1.0	64,800円 (5,400円)
第6段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が120万円未満の方	基準額 ×1.175	76,100円 (6,345円)
第7段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.275	82,600円 (6,885円)
第8段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.45	93,900円 (7,830円)
第9段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が300万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.5	97,200円 (8,100円)
第10段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.6	103,600円 (8,640円)
第11段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が500万円以上750万円未満の方	基準額 ×1.75	113,400円 (9,450円)
第12段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が750万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.0	129,600円 (10,800円)
第13段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 ×2.15	139,300円 (11,610円)
第14段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 ×2.30	149,000円 (12,420円)
第15段階	●本人が市民税課税で、基準所得金額 ^{*2} が2,000万円以上の方	基準額 ×2.45	158,700円 (13,230円)

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
 ※2 基準所得金額 年金や給与等の総所得と上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等(繰越控除前)の合計額から、自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いた金額です(ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額)。また、第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得は差し引かれた金額となります。
 ※3 公費負担割合(0.05)を差し引いた率です。公費負担とは、消費税財源を用いた社会保障施策の一つです。第7期事業計画期間中に公費負担割合が変更になる場合は、率が変動します。

3 平成30年4月から 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

医学的管理が必要な要介護者の長期療養・生活施設として、**介護医療院が創設されました**。看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。



4 平成30年4月から 「共生型サービス」が創設されました

介護保険と障がい者(児)福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。

対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護(予防を含む)」です。

5 平成30年8月から 合計所得金額の控除の扱いが一部変わります

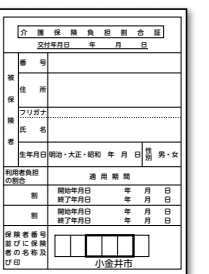
利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の算定の基準となる「合計所得金額」について、自宅の買換えや土地収用などの譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除額を控除した額を用います。

6 平成30年8月から 65歳以上で所得の高い人は、 利用者負担の割合が3割になります

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担の割合が見直され、これまで利用者負担の割合が2割だった人で、**とくに所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。**

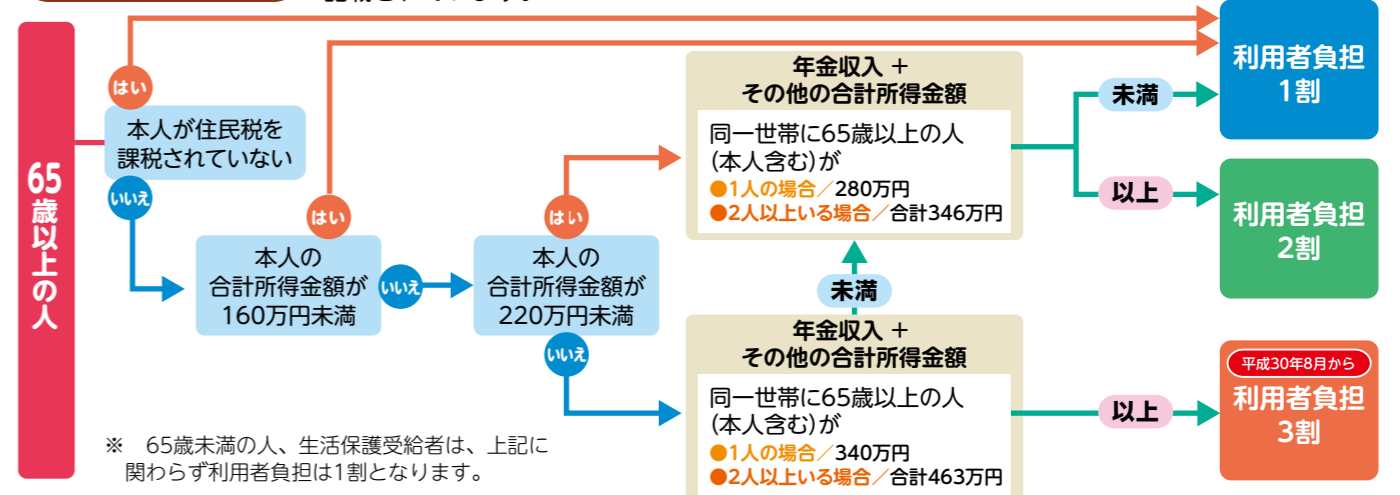
利用者負担の割合が3割になる人は

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。
 ※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を除いた金額です。



利用者負担の割合の 決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。利用者負担の割合は、小金井市から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。



※ 65歳未満の人、生活保護受給者は、上記に関わらず利用者負担は1割となります。